# 第3回嬉野市議会定例会議案

平成30年9月3日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報告名	頁
8	平成30年9月3日	専決処分(第6号)の報告について	1
9	IJ	専決処分(第7号)の報告について	3
10	11	議決事件に該当しない契約の報告について	5
1 1	JJ .	平成29年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	8
1 2	11	平成29年度嬉野市健全化判断比率の報告について	9
1 3	11	平成29年度嬉野市資金不足比率の報告について	1 0

			·
議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
7 3	平成30年9月3日	専決処分(第8号)の承認を求めることについて(平成3 0年度嬉野市一般会計補正予算(第2号))	別冊
74	JJ	<del>嬉野市公の施設等の使用料等の改定に伴う関係条例の整備</del> <del>に関する条例について</del>	11
7 5	II	嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個 人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	44
7 6	, ii	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	46
7 7	` #	嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について	48
78	11	平成30年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)	別冊
7 9	11	平成30年度嬉野市水道事業会計補正予算(第2号)	JJ
80	11	平成29年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	11
8 1	IJ	平成29年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について	11
8 2	IJ	平成29年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定について	11
8 3	'n	平成29年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認 定について	11
8 4	11	平成29年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事 業費特別会計歳入歳出決算認定について	11
8 5	II .	平成29年度嬉野市浄化槽特別会計歳入歳出決算認定につ いて	. 11
8 6	"	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整 理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	JI .
8 7	n .	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整 理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	))

撤回削除

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
8 8	平成30年9月3日	平成29年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野温泉駅周辺土地 区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
8 9	11	平成29年度嬉野市水道事業会計剰余金の処分及び決算認 定について	11.

諮問 番号	提出年月日		頁
2	平成30年9月3日	人権擁護委員候補者の推薦について	5 3
3	<i>II</i> .	人権擁護委員侯補者の推薦について	5 4

. .

報告第8号

専決処分(第6号)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び議会の委任による 市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例第204号)第2条の規定に より、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により 報告する。

平成30年9月3日提出

#### 専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条 第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例 第204号)第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年6月8日

- 1 事故の内容 嬉野市立大草野小学校敷地内での除草作業中における自家用車左側リアガラ スの破損
- 2 事故発生年月日平成30年5月22日
- 3 事故発生場所 嬉野市嬉野町大字下野丙80番地
- 4 損害賠償額 金26,611円
- 5 過失割合 100パーセント
- 6 損害賠償の相手方

報告第9号

専決処分(第7号)の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び議会の委任による 市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例第204号)第2条の規定に より、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により 報告する。

平成30年9月3日提出

#### 専決処分第7号

#### 専決処分書

損害賠償額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条 第1項及び議会の委任による市長の専決処分に関する条例(平成18年嬉野市条例 第204号)第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年8月1日

- 1 事故の内容
  - イカダ公園駐車場での除草作業中における自家用車右側前方小窓ガラスの全 破損
- 2 事故発生年月日平成30年7月23日
- 3 事故発生場所 嬉野市塩田町大字馬場下甲1981番地3
- 4 損害賠償額 金249,878円
- 5 過失割合100パーセント
- 6 損害賠償の相手方

#### 報告第10号

## 議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例(平成26年嬉野市条例第41号)第2条の規定により下記のとおり報告する。

平成30年 9月 3日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約(第2条第1項関係)

I	番号 平成30年 第 3 回 定 例 会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
ا ن	-		平成30年度 嬉野老人福祉センタートイレ改修工事	嬉野老人福 祉センター	1, 879, 200	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H30年7月18日	H30年7月18日 ~ H30年9月14日
	2		平成30年度 志田焼の里博物館改修工事	志田焼の里 博物館	4, 168, 800	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	H30年7月31日	H30年7月31日 ~ H30年10月31日
	3	うれしの温 泉観光課	平成30年度 嬉野市源泉集中管理事業 源泉集中管理モニタリンク゚システム構築工事	嬉野町大字 下宿地内	92, 033, 280	指名競争 入札	長崎県諫早市幸町72-4 (株)カワサキコーポレーション 長崎営業所長 寺田 博昭	· H30年7月18日 ·	H30年7月18日 ~ H30年12月14日
	4	建設・新幹 線課	29繰改第14号 市道立岩線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	2, 376, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H30年6月21日	H30年6月21日 ~ H30年8月17日
	5	建設・新幹 線課	29繰改第15号 市道長野線道路改良工事	嬉野町大字 不動山地内	7,020,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野內1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H30年7月23日	H30年7月23日 ~ H30年9月28日
-	6	建設・新幹 線課	30改第1号 市道千堂新村線道路改良工事	塩田町大字 五町田地内	2, 592, 000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字谷所甲4435 小森建設 個人事業主 小森 隆昭	H30年7月18日	H30年7月18日 ~ H30年8月31日

## 予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約(第2条第1項関係)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·						
番号 平成304 第 3 [ 定 例 4	別官採泊	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	建設・新幹 線課	30改第2号 市道本通り線舗装改良工事	嬉野町大字 下宿地内	1, 836, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H30年7月18日	H30年7月18日 ~ H30年8月31日
8	建設・新幹 線課	30改第3号 市道七ッ川内線道路改良工事	嬉野町大字 下野地内	7, 236, 000	指名競争入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H30年8月3日	H30年8月3日 ~ H30年9月28日
9	環境下水道 課	30公下第1号 駅前汚水管渠布設工事	嬉野町大字 下宿地内	· 16, 956, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	H30年7月20日	H30年7月20日 ~ H30年11月30日
10	環境下水道 課	30公下第2号 駅前汚水管渠布設工事	嬉野町大字 下宿地内	9, 666, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	H30年7月20日	H30年7月20日 ~ H30年11月30日
11	環境下水道 課	30公下第3号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字 下野、大字 岩屋川内地 内	37, 800, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株)嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	H30年7月20日	H30年7月20日 ~ H31年1月25日
12	環境下水道 課	30公下第4号 下岩屋地区汚水管渠布設工事	嬉野町大字 下野、大字 岩屋川内地 内	25, 380, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙969-1 中野建設(株) 代表取締役 中野 淳一	H30年7月20日	H30年7月20日 ~ H31年1月25日
13	環境下水道 課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-017号浄化槽設置工事	塩田町大字 久間地内	1, 472, 040	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲1811-5 (有)イケダ 代表取締役 池田 一信	H30年5月28日	H30年5月28日 ~ H30年7月6日
14	環境下水道 課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-018号外浄化槽設置工事	塩田町大字 馬場下地内	2, 959, 200	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲1836 (有)高嶋ポンプ店 代表取締役 高島 義孝	H30年5月28日	H30年5月28日 ~ H30年7月20日
15	環境下水道 課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-026号外浄化槽設置工事	塩田町大字 馬場下地内	1, 799, 280	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲1811-5 (有)イケダ 代表取締役 池田 一信	H30年7月30日	H30年7月30日 ~ H30年9月14日

予定価格130万円以上の工事又は製造の請負契約(第2条第1項関係)

平第	番号 成30年 3 回 例 会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額   (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
	1.6	環境下水道 課	平成30年度 嬉野市営浄化槽事業 H30-028号浄化槽設置工事	嬉野町大字 吉田地内	2, 710, 800	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山乙152-1 飯田設備 代表者 飯田 利光	H30年7月30日	H30年7月30日 ~ H30年9月14日
	17	水道課	嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 新幹線温泉駅6-1・5号線 配水管布設工事	嬉野町大字 下宿地内	3, 024, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丙29-2 石丸鉄工設備(有) 代表取締役 石丸 英文	H30年5月18日	H30年5月18日 ~ H31年1月25日
	18	水道課	市道下宿三坂線 配水管布設替(1工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	4, 136, 400	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1307 (有)今西設備 代表取締役 今西 義広	H30年5月18日	H30年5月18日 ~ H30年8月31日
	19	水道課	市道下宿三坂線 配水管布設替(2工区)工事	嬉野町大字 下宿地内	4, 023, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿丁414-1 中島設備 代表者 中島 正次	H30年5月18日	H30年5月18日 ~ H30年8月31日
	20	水道課	嬉野温泉駅周辺土地区画整理事業 国道34号 配水管布設替工事	嬉野町大字 下宿地内	13, 716, 000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲4065-1 (株)小川組 代表取締役 小川 辰弘	H30年5月18日	H30年5月18日 ~ H31年1月25日
	21	水道課	市道永石公民館線配水管布設工事	塩田町大字 谷所地内	3, 002, 400	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田乙4-2 (株)西野設備 代表取締役 西野 和博	H30年7月31日	H30年7月31日 ~ H30年8月31日

・履行の場所: 庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所

・契約の金額: 消費税を含む契約総額

・契約の方法: 一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

## 平成29年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第2項の規定により報告する。

平成30年9月3日提出

## 嬉野市長 村上 大祐

#### 平成29年度嬉野市一般会計継続費精算報告書

			İ	全		体		計		画		実		嶽		·					较		
					左	Ø	財	源	i n	訳		左	の財	源	内	訳	年割額と	左		———— 財	源	内	—
款	項	事業名	年度	年割額	特	定	財		源	一般財源	支出済額	特	定 財	*	Ā	一般財源	支出済額	特	· 定	財	源	<del>''</del>	一般財源
			-		国界支出金	地	方債	7	の他			国県支出金	地方债	· 7	の他	.	の差	国界支出金	地方		その	- Bh	WHITH
				• . ტ	{	F	P	7	Ħ	FI	P	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		9	Ħ	Ħ	FS.	F.	<del></del>	FI		F	
3民生費	1社会福祉費	地域福祉計画策定	28	1,641,000			<del>-</del>	<u> </u>	····	1,641,000	1, 641, 000					1,641,000							
		事業	29	2, 107, 000						2, 107, 000	2, 106, 600					2, 106, 600	400					<del></del>	·
	}		計	- 3, 748, 000		1				3,748,000	3, 747, 600								<del> </del>	-4			
	<del></del>	<del></del>	1	.,,		<u> </u>		ــــــــــــــــــــــــــــــــــــــ		0,130,000	3, 141, 000			1		3, (47, 600)	4001					- 1	ı
			1 1			#		_l			3, 141, 000		-	<u> </u>		3, 747, 600	400		<u> </u>				4
				全	,	体		計		直	3,141,000	実		横		3, (47, 600	400	此			較		4
# 1		10.000		全	左	0	財	源	内	函 訳	0, 141, 000	実 左	の 財	横	内	3, 747, 600	- 400		D	財	較源	内	訳
款	項	事業名	年度		左	の - 定	財 財	源		直	支出済額		の 財定 財					比	の定	財財		内	訳
款	. Ą	事業名		全	左	の - 定	財	源	内	函 訳		左		瀬		訳	年割額と	比 左 特	定	財	源源		
款	•	事業名		全	左	の - 定 - 境	財 財	源	<b>内</b>	函 訳		左	定 財	・ 類	<u> </u>	訳	年割額と 支出済額	比 左		財債	瀬	他	訳
	<u> </u>	障がい者福祉計画	年度	全	左 特 国県支出金	の - 定 - 境	財 財 方債	源	の 他	函 訳	支出済額	左 特 国界支出金	定 財 地方債	・ 類	の他	訳 一般財源 円	年割額と 支出済額 の 差	比 左 特 国県支出金	定	財	源源		訳
款 3民生費	•		年度	年割額	左 特 国県支出金	の - 定 - 境	財 財 方債	源	の 他	画 訳 一般財源 円	支出済額	左 特 国界支出金	定 財 地方債	・ 類	の他	訳 一般財源	年割額と 支出済額 の 差	比 左 特 国県支出金	定	財債	源源	他	

 $\infty$ 

#### 報告第12号

#### 平成29年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規 定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
		8. 3	69.3

※「一」は比率が算定されないことを表している。

#### 報告第13号

## 平成29年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規 定により、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成30年9月3日提出

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備 考
<b>嬉野市水道事業会計</b>	_	地方公共団体の財政の健全化に関 する法律施行令第17条第1号の 規定により事業の規模を算定
<b>嬉野市農業集落排水特別会計</b>	_	地方公共団体の財政の健全化に関 する法律施行令第17条第3号の 規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計		JI .
嬉野市浄化槽特別会計	<u></u>	11

<sup>※「</sup>一」は比率が算定されないことを表している。

#### 議案第75号

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例について

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年嬉野市条例第32号)の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 要綱の廃止及び制定に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例

嬉野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年嬉野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「嬉野市重度障害者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱(平成18年 嬉野市告示第34号)による重度障害者紙おむつ助成事業」を「嬉野市重度障がい 者等紙おむつ購入費助成事業実施要綱(平成30年嬉野市告示第67号)による重 度障がい者等紙おむつ助成事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年嬉野市条例第29号)の一部を別紙のように改正する。

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例(平成26年嬉野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第9項」を「同条第11項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 議案第77号

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例について

嬉野市企業等誘致条例(平成28年嬉野市条例第17号)の一部を別紙のように 改正する。

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 地域再生法に基づく税制優遇措置による産業の振興及び雇用の拡大を推進するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市企業等誘致条例の一部を改正する条例

嬉野市企業等誘致条例(平成28年嬉野市条例第17号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1号中「課税免除」の次に「及び不均一課税」を加える。

第5条中「別表」を「第3条第1号に掲げるものについては別表第1に、同条第 2号から第8号までに掲げるものについては別表第2」に改める。

第10条第3号を次のように改める。

(3) 災害、倒産その他市長がやむを得ないと認める場合を除き、操業開始後5年以内に事業を廃止し、若しくは休止したとき、又は事業が廃止若しくは休止の状況にあると認められるとき。

別表固定資産税の課税免除の項を削り、同表立地奨励金の交付の部製造業等の項中「3 固定資産税を免除される者については、固定資産税を免除する期間は、立地奨励金を交付しないこととする。」を削り、同部ビジネス支援サービス業等の項及び同表雇用奨励金の交付の部ビジネス支援サービス業等の項中「2 1に掲げる要件、ほか、増設の場合は投下固定資産のうち、本来業務の用に供する建物及び償却資産の取得費が1,000万円以上であること。」を「2 増設の場合は増加した従業者がビジネス支援サービス業及びバックオフィスにあっては5人以上、コンタクトセンターにあっては10人以上であること。」に改め、同表中「

設備費	ビジネス	1	従業	者が	ビシ	シネン	く支	立地	に	伴う	対	象紀	<b>E</b> 費	の:	立.	地	に	5,	0	0
]	支援サー	1	受サー								1			- 1						- I
	ビス業等		カオフ	ィス	にあ	つつて	こは	日か	Ĝ	1年	当	額			甲	限り	)			
			5人以.	上、=	コンク	タクー	トセ	を経	過	した	<u> </u>									
	·	- 3	ノター	にあ	って	は2	2 0	日ま	7	の設										
ļ		,	以上	であ	るこ	と。		備機	器	の取				ļ						
		2	1 に	掲げ	る要	具件の	つほ	得又	は	賃借										
		7	か、増請	受の 場	場合に	<b>ま投⁻</b>	下固	に要	ξĹ	た経			,							
		7	定資産	のう	ち、フ	本来	<b>美務</b>	費							٠					
研修費			の用に	供す	る変	生物 万	支ひ	立地	11/2	伴う	対	象統	圣費	の	立	地	に	1	人	に
補助金		1	賞却資	産の	取得	費が	1,	操業	開	始の	2	分	ク1	相	つ	き	1	2	き	2
の交付			0 0 0	万円	【以】	とでも	ある	日カ	'nδ	1年	当	額			回	限!	)	0.7	万日	]
		,	こと。					を経	超	した										

			,	ı	1	1 .
			日までの新			
		·	規地元雇用			
			者に対する			
	,		研修に要し			
			た経費			
建物賃		1 従業者がビジネス支	本来業務の	対象経費の	最初(	こなし
料補助		援サービス業及びバッ	用に供する	2分の1相	賃料:	Ž.
金の交		クオフィスにあっては	建物賃料	当額(市以	支払・	2
付	,	5人以上、コンタクトセ	(共益費等	外から補助	た月7	ĎΣ
·		ンターにあっては20	の附属費用	金の交付を	534	手
		人以上であること。	を除く。)	受ける場合	間	
		2 1に掲げる要件のほ		は、対象経		
		か、増設の場合は投下固		費から当該		
		定資産のうち、本来業務		補助金額を		
		の用に供する電物及び		差し引いた		-
	·	償却資産の取得費が1,		額の2分の		
		000万円以上である		1相当額)		
		こと。				
		3 市の施設を賃借した				
		場合は、交付しない。				

## 」を「

設備費	ビジネス	1	î	<b></b>	者	がと	* :'	ネ	スラ	之立均	也に	伴う	対	象	圣才	その	立	地	に	5,	0	0
補助金	支援サー		援力	<del>}</del> —	F	ス第	\$及	び	バッ	操業	/ 開	始の	2	分	カ]	l 相	9	き	1	0	万	円
の交付	ビス業等		クス	ナフ	1	スに	こあ	0	てに	は日カ	àĠ	11年	当	額			回	很 /	)	•		
			5 J	以_	Ŀ,	コ;	ンタ	ク	トイ	を経	圣過	した										
			ング	<del>7</del> —	に	あっ	って	は	2 (	) 日月	きで	の設								,		
			人以	儿上"	でも	ある	ے ک	느。		備核	器	の取										
		2	ħ	曽設	の	場合	計は	増;	加し	得又	ては	賃借						r				
			た彼	<b></b>	者	がヒ	゛ジ	ネ	スラ	こに要	更し	た経										
			援り	<b>}</b> —	ピ	ス第	纟及	び	バッ	費												
研修費			クス	ナフ	1	スに	こあ	つ.	てに	は立り	也に	伴う	対	象網	圣梦	もの	立	地	に	1 ,	人	1

補助金		5人以上、コンタクトセ	操業開始の	2分の1相	つき 1	つき 2
の交付		ンターにあっては10	日から1年	当額	回限り	0 万円
	•	人以上であること。	を経過した			
			日までの新			
			規地元雇用			
		•	者に対する		:	
			研修に要し			
	,		た経費			
建物賃		1 従業者がビジネス支	本来業務の	対象経費の	最初に	なし
料補助	:	援サービス業及びバッ	用に供する	2分の1相	賃料を	
金の交	`	クオフィスにあっては	建物賃料	当額(市以	支払っ	
付		5人以上、コンタクトセ	(共益費等	外から補助	た月か	
		ンターにあっては20	の附属費用	金の交付を	ら3年	
		人以上であること。	を除く。)	受ける場合	間	
		ェ 消設の場合は増加し		は、対象経		,
		た従業者がビジネス支		費から当該		
		援サービス業及びバッ	}	補助金額を		
		クオフィスにあっては		差し引いた		
		5人以上、コンタクトセ		額の2分の		
		ンターにあっては10	:	1相当額)		
		人以上であること。			,	
		3 市の施設を賃借した				
		場合は、交付しない。				

」に改め、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

## 別表第1 (第5条関係)

70 4 3-4 2 1 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
奨 励 措 対象業種 対象要件等	対象固定資産税	課税免除又は不	対象期間	限度
置の種		均一課税におけ		額
類		る税率		

											1 .
定	資	製	造	業	等	地域再	生法	(平	成1	地域再生法第17課税免除 立地後最初に義	なし
税	の	及	び	ピ	Ÿ	7年法	律第	2 4	4 号)	条の6の地方公共 務を負う年度(以	Į
税	免	ネ	ス	支	援	第17	条0	ワ2	第 1	団体等を定める省 下この表におい	
		サ		ピ	ス	項第1	号に	こ掲	げる	令(平成27年総 て「初年度」とい	
		業	等			事業を	実加	包す	る場	勝務省令第73号) う。)から3年間	]
						合				第2条第3号に掲	
									٠	げる固定資産税	
定	資	製	造	業	等	地域再	生治	去第	1 7	地域再生法第17嬉野市税条例(平初年度	なし
税	Ø	及	び	ピ	ジ	条の2	第	1項	第 2	条の6の地方公共成18年嬉野市	
均		ネ	ス	支	援	号に掲	げる	5事	業を	団体等を定める省条例第51号)第	
兑		サ		Ľ	ス	実施す	る場	合		令第2条第3号に62条に規定す	
		業	等				,		÷	掲げる固定資産税 る税率に10分	
										の1を乗じて得	
						-				た税率	
	-									嬉野市税条例第第2年度(初年度	į
										62条に規定すの翌年度をいう。	
•				`		-				る税率に3分の以下この表にお	
										1を乗じて得たいて同じ。)	
										税率	
										嬉野市税条例第第3年度(第2年	
										62条に規定す度の翌年度をい	
						,			·.	. る税率に3分のう。)	
									, -	2 を乗じて得た	
										税率	
	税 税 定 税 均	税税 定税均免の免	税税 定税均免 を サ 業 製及ネサ	税税定税均の免資の一なっ等はびスー等造びス	税税定税均別の免資の一びスー等造びスーざびま ご 芝 ビ 芝 ビ 芝 ビ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ ジ	税税定税均の名 サ 業資の一びス ー 等造びス ーど 援 ス等 ジ 援 ス	税 の 及 ネ サ 業等	税 の 及 び ビ ジ 7 年 法 律 第 1 7 条 6 サ ー ビ ス 東 第 1 7 条 6 サ ー ビ ス 東 か 合 定 の の 一 ネ ス と 接 タ に あ す る が め か カ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ ガ オ カ カ カ カ	税の及びビジ7年法律第2名 税免ネス支援第17条の2 サービス項第1号に掲 事業を 合	税の及びビジ7年法律第24号) 税免ネス支援第17条の2第1 サービス項第1号に掲げる 事業を実施する場 合 定資製造業等地域再生法第17 税の及びビジ条の2第1項第2 均一ネス支援号に掲げる事業を 対 サービス実施する場合	税の及びビジ7年法律第24号)条の6の地方公共 税 免 ス支援第17条の2第1団体等を定める省 サービス項第1号に掲げる令(平成27年総 業等 事業を実施する場務省令第73号) 合 第2条第3号に掲 げる固定資産税  定 資製造業等地域再生法第17地域再生法第17 纏野市税条例(平初年度 税の及びビジ条の2第1項第2条の6の地方公共成18年纏野市 均一ネス支援号に掲げる事業を団体等を定める省条例第51号)第 令第2条第3号に 提定する税率に10分の1を乗じて得 た税率 響野・市税条例第2年度(初年度 62条に規定する税率に3分の以下この表によ 1を乗じて得たいで同じ。) 税率 2を乗じて得た の翌年度をいる税率に3分の 2を乗じて得た

附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の嬉野市企業等誘致条例(以下「旧条例」という。)の規定により奨励措置の適用を受けていた者に係る当該奨励措置については、なお旧条例の例による。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字久間丙4750番地 氏 名 坂本 兼吾 昭和27年5月30日生

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要があ る。 諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 佐賀県嬉野市塩田町大字谷所乙1614番地7

氏 名 國政 幸二郎 昭和27年11月19日生

平成30年9月3日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める必要がある。